

CO2カウントに関するタスクフォースでの検討状況

【CO2カウントに関する論点の整理（案）】

令和4年2月
資源エネルギー庁

CO2カウントに関するタスクフォースの開催について

- 2/15にCO2カウントに関するタスクフォース（第1回）を開催。
- 次ページ以降は当日の議論を踏まえ事務局が作成した「論点の整理（案）」。
- 第4回メタネーション推進官民協議会（1/24開催）において、CO2カウントに関するタスクフォースでの議論について本協議会でもご意見をいただくこととしていたところ。
- 本日は「論点の整理（案）」についてご意見をいただきたい。

【CO2カウントに関するタスクフォース 委員名簿】

委 員：秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員
橘川 武郎 国際大学 副学長・大学院国際経営学研究科 教授（※第1回ご欠席）
工藤 拓毅 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 理事
山内 弘隆 一橋大学 名誉教授
オブザーバー：環境省、経済産業省、資源エネルギー庁

検討の方向性

- 協議会委員へのアンケートの結果、国内外の様々な制度等について手当が必要といった意見が寄せられたが、これらの制度等について、個別具体的な改正提案が示されたわけではない。また、制度等のあるべき姿について、協議会委員内で意見が一致していない。
- CO2の排出については、「国」と「企業活動」で異なる制度等により扱われているが、これまでの協議会では、これを峻別した議論は行われていない。今回のアンケートの中で「分けて考えるべき」との意見があった事も踏まえ、国レベルの排出に係る制度等と企業活動の排出に係る制度等に分けて検討を深めたい。
- 「国」レベルの排出に係る制度としては、インベントリの計算が最も重要である。
- またアンケートでは、海外でのメタネーションにおけるCO2カウントについて、JCM（日本政府とパートナー国による二国間クレジット制度）の活用に係る意見が多かったが、JCM等の国際的な削減クレジット制度の利用可能性については、どこで起きた何を削減として捉え、何を排出として捉えるかを整理した上で、検討を深め必要がある。
- 「企業活動」レベルに係る国内制度等については、アンケートでは様々な制度等が挙げられたが、それぞれの制度等は独立しており、その全てについて個別に検討することは困難であり、また各制度等において、カーボンリサイクル燃料のCO2排出をどのように扱うかは、各制度等の目的に則り、各制度等の所管省庁や運営者において判断される。このため、本TFでは、合成メタンの利用促進の観点から合成メタンからのCO2排出がどのように扱われることが望ましいかの検討を深め、各制度等の所管省庁等に対し、今後の検討材料を提供することとしたい。
- なお、合成メタンを含むカーボンリサイクル燃料（Recycled Carbon Fuels（RCF））について、バリューチェーン全体を見てどのようなRCFが社会全体のCO2排出削減に資するかという論点もある。

日本国インベントリの計算方法と環境省におけるCCUの取り扱いの検討状況

日本のインベントリにおける都市ガスからのGHG排出の計算方法

- 都市ガスの燃焼による排出は、**1.Aの燃焼分野**。**総合エネルギー統計**を基にセクター別に排出量を計算。都市ガスの排出量はその内数。
- その他に、輸送・貯蔵、供給に伴う排出は1.Bの漏出分野。

環境省における検討

- 令和2年度の**環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会**において、以下の方針が示された。

我が国のインベントリにおけるCCU（Carbon Capture and Utilization：CO₂の回収・利用）の暫定的な計上方針としては、CCUのためのCO₂回収量は原則として発生源分野から控除しない方針であるが、今後、イノベーションの進展により、一定期間CO₂が固定されるCCU技術の社会実装が進むことが予想されていることから、インベントリにおける取り扱いについて検討を開始する必要がある。

出典：2021年1月27日 温室効果ガス排出量算定方法検討会

今後、各分野において様々なCCUS（主としてCCU）の事例が出てくると予想されるため、科学的に適切なCCUの計上方法を検討するためのプロセスを新たに設定することとする。

出典：2021年1月27日 温室効果ガス排出量算定方法検討会

- これを受けて、令和3年度、温室効果ガス排出量算定方法検討会エネルギー・工業プロセス分科会の下に**CCU小分科会**が立ち上げられ、**新規のCCU技術についてのインベントリへの反映方針の検討を開始**。

今年度はCCU技術の実施に伴うCO₂排出・吸収量の温室効果ガスインベントリでの取扱いに関するCCU技術共通の論点や、環境配慮型コンクリート（CO₂-SUICOM）によるCO₂吸収量の温室効果ガスインベントリへの反映方法を検討する上での論点や調査項目について議論が行われた。

出典：2022年2月2日 温室効果ガス排出量算定方法検討会

インベントリ全般に係る検討の方向性

- 今後の分科会及び小分科会の検討に資するよう、適切な情報提供が重要ではないか。
- インベントリの計算方法が見直される際には、国内で回収したCO2を用いた合成メタンを含むRCF利用によるCO2の排出については、二重計上しないことが重要ではないか。
- 国境をまたぐCCU（RCFの利用）については、国際的な議論・ルール検討への参画の前提として、国内関係者の共通認識を醸成することが重要ではないか。

国際的な削減クレジット制度①（アンケート結果）

委員意見

- パリ協定6条2項は、国際的に移転したクレジットをNDCに利用できる旨を規定。
- 日本のJCMは、パリ協定 6 条 2 項に則った仕組みであり、アンケートでは「JCMの活用を検討すべき」との意見あり。

【主な意見】 ※その他「手当が必要と考えられる制度等」としてJCMを上げた意見は4件。

- 事業ヘインセンティブを付与する際に、二国間クレジット（JCM）制度は候補の一つと考える。メタネーションによるJCM制度の活用が可能となれば、わが国の排出削減目標（NDC）への算入にも繋がる。JCMの構築・活用にあたっては、日本企業による国外での技術実証プロジェクトを推進する必要があると考えている。
- CO2排出削減策としてJCMを活用するにあたり、方法論についての議論や二国間交渉が必要となる。海外でメタネーション事業を実施し合成メタンを日本へ輸入する事業へのJCMの活用のあり方を精緻に議論する必要があると考える。
- 適用を検討すべき制度としては、J-CreditやJCMといったクレジット取引、炭素税をはじめとするカーボンプライシングが挙げられ、これら市場メカニズムへの経済的インセンティブの適用による誘導や動機付けも重要と考えられる。
- 二国間クレジット制度については柔軟な強化策が図れるように見直しを早急に開始することを提案する。現時点では、中国やインドとの間に二国間クレジット制度は締結されていないことから、交渉に時間を要する国際共通ルールの策定を考慮しつつ、並行してCO2多排出国との間に刷新したカーボンクレジット制度を構築することが合理的と考える。
- 海外の既存の排出源からCO2を回収し、現地でメタネーションを行い製造した合成メタンを日本で利用する場合、どのように排出効果を輸出国側と輸入国側で配分するかを定める国際的枠組みの構築も不可欠になると思われます。その際、JCMの対象国（現17カ国）を拡大することも検討課題の1つになると思われます。
- 課題：現状取引国が発展途上国の17カ国に限定。メタネーションによるCO2削減価値が制度上でそもそも認められるのか、また、発展途上国とCO2削減価値が按分されてしまうなどの課題も存在。
見直し案：メタネーションの適地と考えられる米国や豪州、中東、アジアなどを対象として拡げていく。削減手段としてメタネーションが位置づけられるとともに、CO2削減価値は可能な限り合成メタン製造者・利用者に帰属する規定にする。
- 海外でメタネーションプラントを建設した場合、相手国との削減量の配分、クレジット化について、例えばJCMで取り扱いができるように基本ルールを定めておく必要があるかと思います。基本的には、海外でCCSを行うのと同じコンセプトになると思いますので、CCSのクレジット検討に合わせて議論することでもよいのではないのでしょうか。

(参考) パリ協定 6 条 2 項

【日本語訳】

- 2 締約国は、国際的に移転される緩和の成果を国が決定する貢献のために利用することを伴う協力的な取組に任意に従事する際には、持続可能な開発を促進し、並びに環境の保全及び透明性（管理におけるものを含む。）を確保するものとし、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が採択する指針に適合する確固とした計算方法 （特に二重の計上の回避を確保するためのもの） を適用する。

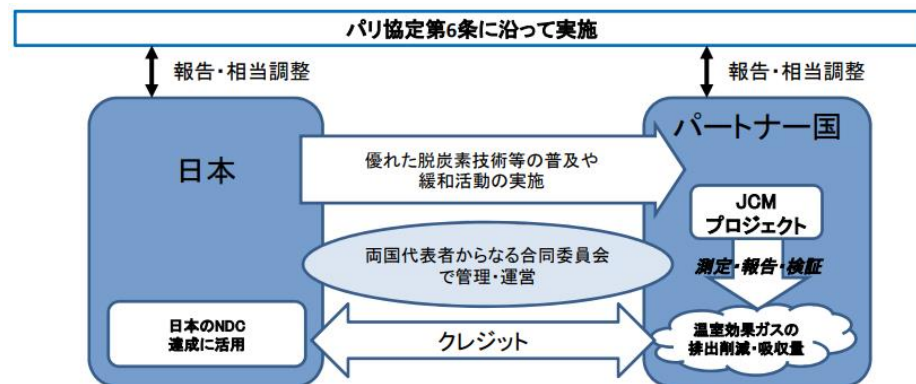
【原文】

2. Parties shall, where engaging on a voluntary basis in cooperative approaches that involve the use of internationally transferred mitigation outcomes towards nationally determined contributions, promote sustainable development and ensure environmental integrity and transparency, including in governance, and shall apply robust accounting to ensure, inter alia, the avoidance of double counting, consistent with guidance adopted by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement.

国際的な削減クレジット制度②

制度例：JCMの現在の運用ルール

- 優れた脱炭素技術の海外展開を通じて、途上国等の持続可能な開発に貢献。
- 発行されたクレジットについて、日本のNDC（排出削減目標）の達成に活用。
- パートナー国：途上国17か国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン）



出典：日本政府資料「二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism(JCM)）の最新動向」

海外メタネーションを想定した場合の課題

- 現在JCMは、パートナー国である途上国等に優れた脱炭素技術等を導入することで、それによってパートナー国で実現した温室効果ガス削減・吸収分をクレジット化として、日本国の排出削減に活用している。
- アンケート結果によれば、再エネ適地国・LNG輸出国等として米国、豪州、中東、中国・インド等においてメタネーションを行うことが予想される（ほとんど現行のパートナー国ではない）が、特に先進国の場合、削減量をクレジットとして国外に移転することにメリットを見出すか、削減コストがどの程度異なるのかなどは要検討。
- 合成メタンガスの製造過程から消費まで、どこで起きた何を削減として捉え、何を排出として捉えるかの整理が必要。合成メタンガスは燃料であり、製造過程で回収・除去されたCO₂は、燃焼時に排出される。こうした一次的な回収・除去効果は、非持続性の問題がある※。仮に、天然ガスから合成メタンガスへの燃料転換ととらえる場合でも、再エネ水素の利用の有無、排出源からのCO₂回収かDACか等、メタネーションプロセスの種類毎に算定が異なる。このように何を削減・排出として捉えるか、その結果の削減効果はどうなるか、算定方法の整理が必要。
- なお海外メタネーションによる合成メタンガスを全量日本に輸入し消費した場合、燃料転換は全て日本で生じることになる。JCMのパートナー国でも燃料転換が実現したとするには、同国内でも合成メタンガスが消費されることが必要になる。

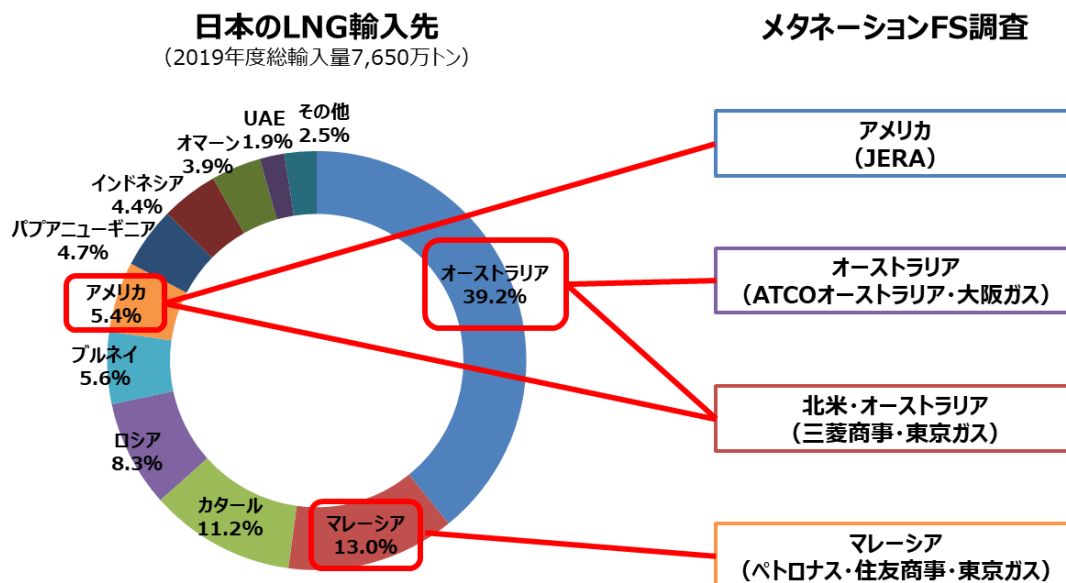
※JCM等の制度を対象とするパリ協定6条2項ガイダンスにおいても非持続性のリスクを最低限に抑えることが求められている。

国際的な削減クレジット制度の利用に係る検討の方向性

- JCM等の国際的な削減クレジット制度については、CO₂の回収から合成メタンの利用までの間で、何を削減として捉え、何を排出として捉えるか検討を整理した上で、パリ協定6条2項ガイダンスとの整合性等の観点から、パリ協定6条2項の仕組みを活用できるかの検討が必要であり、海外メタネーション事業実現タスクフォース（仮称）や海外メタネーションのFS調査を行うガス事業者・商社等においても検討を深める必要がある。

LNG輸出国とFS調査の関係

- メタネーションの事業化に向けて、既存のLNGサプライチェーンの利用を念頭とした、海外から国内に合成メタンを輸出する等のFS調査が進められている。



出典：エネルギー白書2021、日本貿易統計より資源エネルギー庁作成

企業活動（制度・ルール等）

- 企業活動に関連するGHG排出の国内外の制度等は複数存在。アンケートで挙げられた制度等は下記の通り。
- 各国内制度等において、カーボンリサイクル燃料のCO2排出をどのように扱うかは、各制度等の目的に則り、各制度等の所管省庁において判断されることとなるが、カーボンリサイクル燃料の利用促進を図る観点から、①CO2の排出・削減を二重カウントしない制度等であるべきであり、また、②国のインベントリの考え方を踏まえつつ、様々な制度等において可能な限り統一した考え方となる方が企業の作業負担を軽減できると考えられる。
- アンケートでの言及が多かった国際的な民間のイニシアチブであるGHGプロトコルについては、「2022年中に、炭素を貯留せず、将来的に大気中に放出される生物的・技術的炭素除去のアカウント方法の整理がなされる」由であるため、日本企業もGHGプロトコルの議論に積極的に参加することが期待される。

アンケートで上げられた制度等

【海外制度】

IPCCインベントリガイドライン、GHGプロトコル、MRV手法の確立（ISO等）、カーボンプライシング、JCM

【国内制度】

GHG排出量算定方法、温対法SHK制度、証書（J-クレジット等）、MRV手法の確立（JIS等）、ガス版FIT、供給構造高度化法、省エネルギー法

(参考) 現行の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度上の扱い

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のマニュアルにおいて、CO2を回収した場合、回収側で実測に基づいて控除することができる旨が記載されている。
- ただし、回収されたCO2が貯留・利用された場合の扱いについては位置づけられておらず、CCSを行った際の算定方法等について、今後「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において検討することとしている。

【抜粋】温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（令和4年1月）

第Ⅱ編 温室効果ガス排出量の算定方法

2. 算定方法の概要

2.1 算定の流れ

(6) 報告する排出量の実測等による算定

排出量の報告に当たって、本マニュアルに記載の算定方法によらず実測等により排出量を算定する場合や、本マニュアルに記載の算定方法によりつつ単位発熱量・排出係数は実測等により求めた数値を用いる場合には、下記に沿って算定します。

②実測等による単位発熱量・排出係数

なお、政省令で定める排出活動※により排出される温室効果ガスを回収するなどして大気放出しない場合であって、当該回収量を計測することが可能な場合は、本マニュアルに記載の算定方法及び単位発熱量・排出係数を用いて算定した温室効果ガス排出量から、当該回収量を控除した量を排出量として報告することができます。この場合も、排出量を報告する際に、回収量を控除した旨を説明することが必要となります。

※温室効果ガス排出量 = 活動量 × 排出係数

〔活動量：生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標〕
〔排出係数：活動量当たりの排出量〕

(参考) EU-ETS (欧州連合域内排出量取引制度) 改正案

- 2021年7月、欧州委員会は、2030年の温室効果ガス削減目標（1990年比で少なくとも55%削減）を達成するための政策パッケージ「Fit for 55」を発表。
- 本パッケージにおいてEU-ETS改正案を提示。この中でRCFのCO2排出量は回収側で計上する案を示している。

【抜粋】 European Commission 「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL」

(40) Renewable liquid and gaseous fuels of non-biological origin and recycled carbon fuels can be important to reduce greenhouse gas emissions in sectors that are hard to decarbonise. **Where recycled carbon fuels and renewable liquid and gaseous fuels of non-biological origin are produced from captured carbon dioxide under an activity covered by this Directive, the emissions should be accounted under that activity.** To ensure that renewable fuels of non-biological origin and recycled carbon fuels contribute to greenhouse gas emission reductions and to avoid double counting for fuels that do so, it is appropriate to explicitly extend the empowerment in Article 14(1) to the adoption by the Commission of implementing acts laying down the necessary adjustments for how to account for the eventual release of carbon dioxide and how to avoid double counting to ensure appropriate incentives are in place, taking also into account the treatment of these fuels under Directive (EU) 2018/2001.

(16) in Article 14(1), first subparagraph, the following sentence is added: “Those implementing acts shall apply the sustainability and greenhouse gas emission saving criteria for the use of biomass established by Directive (EU) 2018/2001 of the European Parliament and of the Council(*), with any necessary adjustments for application under this Directive, for this biomass to be zero-rated. They shall specify how to account for storage of emissions from a mix of zero-rated sources and sources that are not zero-rated. **They shall also specify how to account for emissions from renewable fuels of non-biological origin and recycled carbon fuels, ensuring that these emissions are accounted for and that double counting is avoided.**”

アンケートにおける意見・コメント（国内CO2回収・国内メタネーションに係るCO2カウント関係①）

原排出者・回収側の排出量をゼロにする（利用者側に計上する）という意見

- 最終的に大気にCO2を排出した者がCO2カウントの対象者となる考え方を導入しないと、CO2を回収・固定化した事業者の努力が報われないCO2カウント制度となり、CO2削減が進まない可能性がある。国際的なCO2カウントに総て準拠するのではなく、日本全体、社会全体で負担し、各事業者が公平なコスト及びCO2カウントの負担・評価となる制度設計をお願いしたい。CO2発生量の低減や固定化に寄与した者へのインセンティブが付与される制度設計も重要。
- 化石燃料起源CO2によるCNメタン活用では、需要者側で排出したCO2をカウントする。（別途、需要者側のメリットが必要。）
- CO2エミッターからCO2を回収して、それをCCU後流に流通させたときのCO2エミッターの所掌する責任が、流通させたときに切り離されることが重要であり、そこから先の利用事業は利用事業にて排出管理をすべき。
- 各企業・活動が最終的に（煙突から）排出した量を独立して算出するのが基本原則であって、CO2をどこかの企業・活動に配分（アロケーション）する必要はないと考える。CRメタンの製造時、使用時のCO2カウントを考える際は、当該企業・活動の実際の排出でのカウントをする。原料CO2提供者については、提供したCO2分だけ実際の排出量が減るのだから、そのようにカウントする。

アンケートにおける意見・コメント（国内CO2回収・国内メタネーションに係るCO2カウント関係②）

利用者側の排出量をゼロにする（原排出者・回収側に計上する）という意見

- （温対法SHK制度において）合成メタンをCN燃料（＝CO2排出係数0）として位置づける。
- メタネーション由来の合成メタンを使用した消費者側でのCO2削減効果。
- メタネーションバリューチェーン上にて、主体A：CO2排出者、主体B：合成メタン製造者、主体C：合成メタン利用者がいた場合に、原則は主体BまたはCが環境価値を享受するべきとしつつも、バリューチェーン全体でCO2を増やしていないと見做せるメタネーションの環境価値について、関連する各主体それぞれがインセンティブある形での環境価値を享受できるような方法を検討する必要がある。
- 非化石エネルギーであることを明確に位置付け、需要家へのインセンティブが働くように燃焼時のCO2排出係数をゼロとして扱うように制度を設計。

アンケートにおける意見・コメント（国内CO2回収・国内メタネーションに係るCO2カウント関係③）

両者のバランスが必要との意見

- 国内CO2リサイクルの推進のため、一次排出者と合成メタン供給者の双方が受入（対応）可能な仕組み作りが必要。
- CO2カウントについては、CO2回収側と合成メタン利用側の両方でCO2削減効果が認められる（あるいは分配される）制度が必要。
- 排出側、利用側のどちらか一方に負担が偏ることなく、サプライチェーンに関わる全事業者にとって合理的かつ納得感のあるものであるべき。
- 原則論としては、費用負担に応じて、CO2削減の帰属価値が生じるべきである。CO2の帰属は、民民によるものであるなら、費用負担に応じた配分という原則を踏まえつつも、両者の合意によって決められて良いのではないか。
- 従来、本邦内の工場等から排出される化石燃料由来のCO2を、メタネーションによりメタンとして再利用しており、つまりエネルギーとしては2回使っていることになる。この場合、CO2排出者は、従来+100の排出であるところを、+50の排出（-50の減）、メタネーション由来のメタン使用者も、+100の排出であるところを、+50の排出カウントで良い（-50の減）、等とする、諸関係者が合意できるコンセプトで制度設計し、関係者が一致してメタネーションを進めることができる取り組み体制とすることが重要。
- 上流側のHard to Abate産業(発電、セメント、製鉄等)と下流側の合成メタン利用側のどちらにCO2の排出責任が伴うかの議論が必要となる。上流側に排出責任が伴う際、この合成メタンはカーボンニュートラルと定義されるが、この条件では上流側が合成メタン製造に向けてCO2を提供する意義を喪失する。そのため、上流／下流双方に便益が生じる仕組みが必要となる。

アンケートにおける意見・コメント（国内CO₂回収・国内メタネーションに係るCO₂カウント関係④）

その他

- 国内排出CO₂を低コストで有効に活用するために、DACCS/BECCS以外の手段により回収されたCO₂の回収も、CCUとして認めること。
- 合成メタンのCO₂カウントに関する課題は、「合成メタンの環境価値の確立」と「その環境価値の帰属」に分類することができますが、帰属議論を行うためには、まず環境価値を確立することが必要。

国内で回収したCO2を用いて製造した合成メタンを、日本国内で利用する場合の企業活動に係るCO2排出の扱いの検討の視点（案）

1. 合成メタンを含むカーボンリサイクル燃料（Recycled Carbon Fuels（RCF））の利用は社会全体でのCO2の排出削減に資するという前提に立てば、RCF利用が促進されるような仕組みを検討すべきではないか。
2. カーボンリサイクルが回る社会・経済の実現のためには、回収されたCO2の利用価値が最大化される仕組みが重要ではないか。
3. CO2の原排出者側（回収側）と合成メタンの利用者側で、バリューチェーンの形態に応じて利益と負担がバランスする仕組みが必要ではないか。
4. GHGプロトコル等の国際的なルールと整合させる必要性について検討が必要ではないか。
5. 様々な制度等において、その趣旨を踏まえた適切な排出・削減の評価が行われることが必要ではないか。また、可能な限り統一した考え方となる方が企業の作業負担の軽減の観点から望ましいのではないか。
6. なお、バイオマス燃料の燃焼に伴うCO2のように、各制度等において排出計上が不要なCO2を回収して製造したRCFについては、CO2の由来がトラッキングできることを前提に、その燃焼時のCO2排出計上が不要（RCF利用時のCO2排出量がゼロ）であると取り扱うことができるかどうか検討すべきではないか。

（案１）排出削減の二重カウントを認めない制度等を前提に、RCF利用の誘因を最大化しつつ、CO2回収の誘因を確保する案

- CO2の原排出者側（回収側）に排出を計上し、RCF利用についてはCO2排出をゼロとする場合、RCFはバイオマス燃料と同じく、「CO2排出を計上しない燃料」の扱いとすれば、RCF利用のインセンティブが最大となるのではないかな。
- この場合、CO2回収の誘因は十分に確保されるか。回収したCO2の利用価値（環境価値）が最大となり、当該回収CO2の有償取引（原排出者側（回収側）への金銭的な還元）が期待できるのではないかな。
- CO2のトレーサビリティの確保やCO2の原排出者側（回収側）にCO2排出削減の価値が移転するための補完的な仕組みも必要ではないかな。
- なお、CO2の原排出者側（回収側）に排出を全て計上することによりRCFが「CO2排出を計上しない燃料」と扱われれば、RCFの燃焼により生じたCO2により製造したRCFは、CO2の由来がトラッキングできることを前提に、燃焼時のCO2排出計上が不要と扱われるのではないかな。

（案２）排出削減の二重カウントを認めない制度等を前提に、CO2回収の誘因を最大化する案

- 原排出側（回収側）のCO2回収の誘因を最大化するには、原排出側（回収側）でのCO2排出をゼロとカウントすることが最良。
- ただし、この場合、RCFは化石燃料と同じくCO2を排出する燃料という扱いになるが、RCFの利用は期待できるのか。
- また回収したCO2の利用価値（環境価値）はマイナスであり、逆有償でなければ引き取り手は見込めないが、カーボンリサイクルが回る社会・経済は実現するか。
- CO2のトレーサビリティの確保やCO2の原排出者側（回収側）からCO2排出削減の価値を利用者側に移転するための補完的な仕組みも必要ではないか。

（案３）排出削減の二重カウントを認めない制度等を前提に、CO2回収とRCF利用の双方で按分する案

- （案１）と（案２）を踏まえた上で、原排出側（回収側）と利用側で、CO2排出削減の価値を按分する制度とした場合、RCFの利用促進やカーボンリサイクルの回る社会・経済の実現は十分に可能か。
- CO2のトレーサビリティの確保の仕組みも必要ではないか。
- RCFを、CO2を一定程度排出する燃料と扱うことの弊害はあるか。

(案4) CO2回収とRCF利用の双方の誘因を最大化する案

- 原排出側（回収側）のCO2回収の誘因を最大化するには、原排出側（回収側）のCO2排出をゼロとカウントすることが最良であり、利用側のRCF利用の誘因を最大化するには、RCF利用に伴うCO2排出をゼロとカウントすることが最良である。
- 企業活動に係るCO2排出の扱いについては、国のインベントリと違い、各制度等において原排出側と利用側の双方で計上しない整理とする案が考えられるか。
- ただし、事業者のGHG排出量の把握やGHGの排出削減をクレジットとして取引することを念頭においた制度等では GHG排出削減の二重計上を認める制度設計は難しいと考えられる。例えば、現在のJクレジットではGHG排出削減の二重計上（削減クレジットの二重の利用）を認めていないし、昨年7月に公表されたEU-ETSの改正案でも、RCF利用について、削減の二重カウントは認めない考え方が示されている。